別紙様式第 21 号

令和７年 11 月 10 日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会 長　　松下　浩一　殿

（商号又は名称）カレラアセットマネジメント株式会社

（代表者）　　代表取締役社長　廣川　雅一　　㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第１項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

（１）資本金等（令和７年10月末日現在）

① 資本金の額
　１億6,240万円

② 会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）
　1,000株

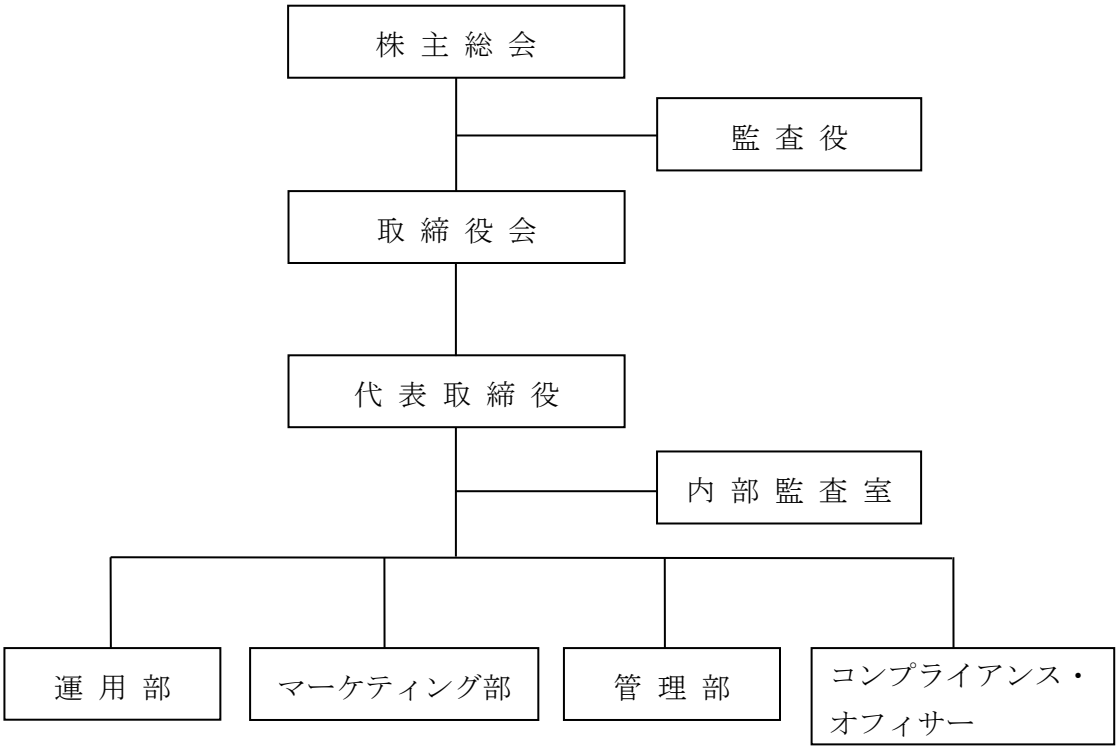
③ 発行済株式総数
　790株（普通株式）

④ 過去５年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成23年７月19日	会社設立時の資本	5,000万円
平成24年６月18日	5,000万円	10,000万円
平成26年８月20日	6,240万円	16,240万円

（２）委託会社の機構

① 会社の組織図

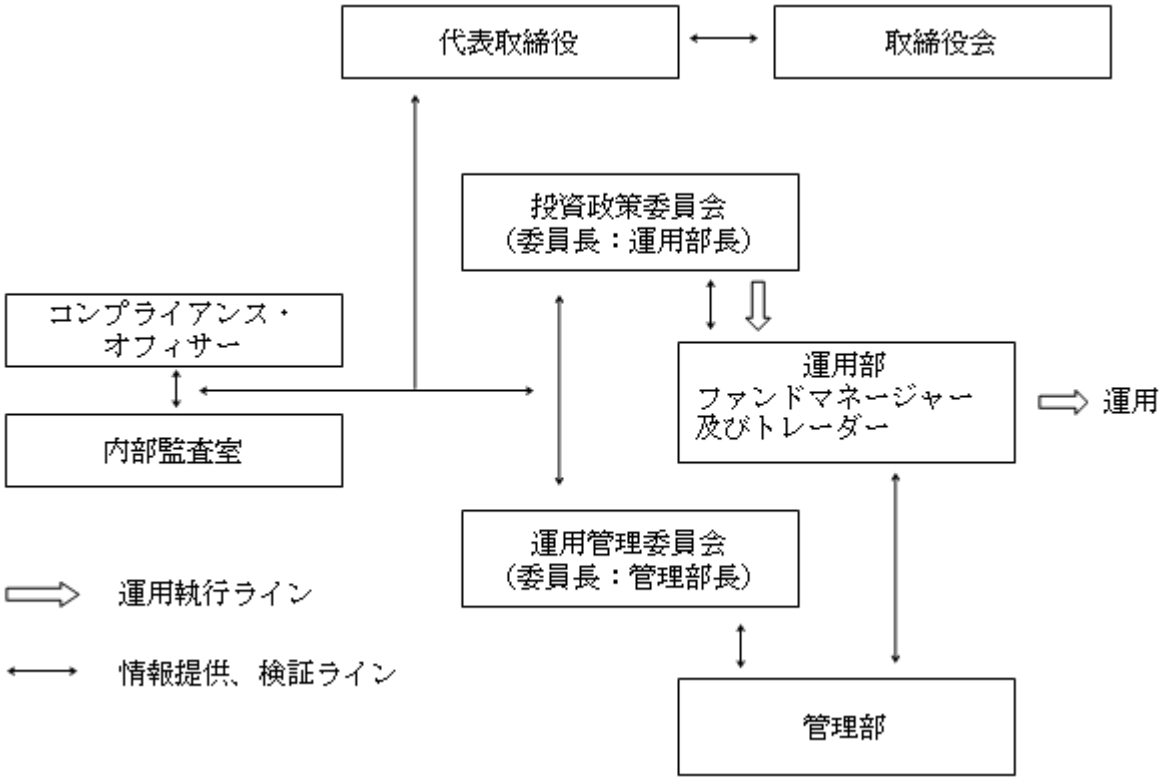


（注）上記組織は、令和７年10月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は３名以上、監査役は１名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後１年以内、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、令和７年10月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

２．事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

令和７年 10 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	35 本	90,157 百万円
合計			35 本	90,157 百万円

（親投資信託を除く）

３．委託会社等の経理状況

（　期末財務諸表　）

（１）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第14期事業年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により監査を受けております。

【財務諸表等】

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

		第13期 （令和６年３月31日現在）		第14期 （令和７年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
Ⅰ　流動資産					
1　現金及び預金			714,493		793,453
2　前払費用			2,146		1,456
3　未収委託者報酬			97,469		106,393
4　未収入金			28,152		26,594
5　未収投資助言報酬			135		244
流動資産合計			842,397		928,141
Ⅱ　固定資産	※1				
1　有形固定資産			4,079		3,504
（1）器具備品		4,079		3,504	
2　無形固定資産			1,739		2,167
（1）ソフトウェア		1,739		2,167	
3　投資その他の資産			4,581		5,567
（1）繰延税金資産		4,581		5,567	
固定資産合計			10,400		11,240
資産合計			852,797		939,381

		第13期 （令和６年３月31日現在）		第14期 （令和７年３月31日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
Ⅰ　流動負債					
1　未払金			111,840		118,793
（1）未払手数料	※2	61,941		63,835	
（2）その他未払金		49,899		54,957	
2　未払法人税等			26,274		37,429
3　未払消費税等			9,147		11,598
4　賞与引当金			5,300		6,100
流動負債合計			152,561		173,921
Ⅱ　固定負債					
1　退職給付引当金			843		1,276
固定負債合計			843		1,276
負債合計			153,404		175,197
（純資産の部）					
Ⅰ　株主資本					
1　資本金			162,400		162,400
2　資本剰余金			162,400		162,400
（1）資本準備金		162,400		162,400	
3　利益剰余金			374,592		439,384
（1）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		374,592		439,384	
株主資本合計			699,392		764,184
純資産合計			699,392		764,184
負債及び純資産合計			852,797		939,381

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	第13期（自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）		第14期（自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	
		金額(千円)		金額(千円)	
Ⅰ　営業収益					
1　委託者報酬			831,711		986,072
2　投資助言報酬			1,744		1,657
営業収益合計			833,456		987,729
Ⅱ　営業費用					
1　支払手数料	※１		535,266		626,828
2　委託計算費			36,321		37,983
3　調査費			12,678		14,810
4　営業雑経費			9,142		10,285
（１）通信費		2,853		3,477	
（２）協会費		1,336		1,411	
（３）印刷費		4,952		5,396	
営業費用合計			593,409		689,908
Ⅲ　一般管理費					
1　給料			102,583		99,761
（１）役員報酬		12,440		12,561	
（２）給料・手当		67,728		68,762	
（３）賞与		9,611		6,611	
（４）法定福利費		12,802		11,826	
2　旅費交通費			2,854		2,772
3　不動産賃借料			15,681		15,792
4　業務委託費			2,755		3,389
5　賞与引当金繰入			5,300		6,100
6　退職給付引当金繰入			1,041		1,251
7　租税公課			4,265		4,955
8　減価償却費	※２		2,434		1,989
9　その他一般管理費			1,764		1,815
一般管理費合計			138,679		137,828
営業利益			101,366		159,992

		第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）		第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
Ⅳ　営業外収益					
1　受取利息			－		37
営業外収益合計			－		37
経常利益			101,367		160,029
税引前当期純利益			101,367		160,029
法人税、住民税及び事業税			33,090		51,193
法人税等調整額			△738		△985
当期純利益			69,016		109,821

（３）【株主資本等変動計算書】

	第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	－	－
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	334,016	374,592
当事業年度中の変動額		
当期純利益	69,016	109,821
剰余金の配当	△28,440	△45,030
当事業年度中の変動額合計	40,576	64,791
当期末残高	374,592	439,384

	第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	334,016	374,592
当事業年度中の変動額		
当期純利益	69,016	109,821
剰余金の配当	△28,440	△45,030
当事業年度中の変動額合計	40,576	64,791
当期末残高	374,592	439,384
株主資本合計		
当期首残高	658,816	699,392
当事業年度中の変動額		
当期純利益	69,016	109,821
剰余金の配当	△28,440	△45,030
当事業年度中の変動額合計	40,576	64,791
当期末残高	699,392	764,184
純資産合計		
当期首残高	658,816	699,392
当事業年度中の変動額		
当期純利益	69,016	109,821
剰余金の配当	△28,440	△45,030
当事業年度中の変動額合計	40,576	64,791
当期末残高	699,392	764,184

【重要な会計方針】

1　固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品　　3年～20年 （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2　引当金の計上基準	（1）賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 （2）退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3　収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 （1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 （2）投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

第13期 （令和６年３月31日現在）	第14期 （令和７年３月31日現在）
※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　5,857千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　4,105千円	※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　6,901千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　4,922千円
※２．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　50,157千円	※２．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　50,466千円

（損益計算書関係）

第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
※１．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　402,468千円	※１．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　457,262千円
※２．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　2,434千円 有形固定資産減価償却費額　1,265千円 無形固定資産減価償却費額　1,169千円	※２．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　1,989千円 有形固定資産減価償却費額　1,171千円 無形固定資産減価償却費額　817千円

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和５年６月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	36,000	令和５年３月31日	令和５年６月20日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和６年６月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	利益剰余金	57,000	令和６年３月31日	令和６年６月20日

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和６年６月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	57,000	令和６年３月31日	令和６年６月20日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和７年６月 18 日 定時株主総会	普通株式	54,510	利益剰余金	69,000	令和７年３月 31 日	令和７年６月 19 日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

②　市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

③　資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期（令和６年３月31日現在）

令和６年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	714,493	714,493	－
（２）未収委託者報酬	97,469	97,469	－
（３）未収投資助言報酬	135	135	－
（４）未収入金	28,152	28,152	－
資産計	840,250	840,250	－
（５）未払金	(111,840)	(111,840)	－
未払手数料	(61,941)	(61,941)	－
その他未払金	(49,899)	(49,899)	－

（注）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第13期（令和6年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル１	レベル２	レベル３
（１）現金及び預金	－	714,493	－
（２）未収委託者報酬	－	97,469	－
（３）未収投資助言報酬	－	135	－
（４）未収入金	－	28,152	－
資産計		840,250	
（５）未払金	－	(111,840)	－
未払手数料	－	(61,941)	－
その他未払金	－	(49,899)	－

第14期（令和７年３月31日現在）

令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	793,452	793,453	－
（２）未収委託者報酬	106,393	106,393	－
（３）未収投資助言報酬	244	244	－
（４）未収入金	26,594	26,594	－
資産計	926,685	926,685	－
（５）未払金	(118,793)	(118,793)	－
未払手数料	(63,835)	(63,835)	－
その他未払金	(54,957)	(54,957)	－

（注）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第14期（令和７年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル１	レベル２	レベル３
（１）現金及び預金	－	793,453	－
（２）未収委託者報酬	－	106,393	－
（３）未収投資助言報酬	－	244	－
（４）未収入金	－	26,594	－
資産計		926,685	
（５）未払金	－	(118,793)	－
未払手数料	－	(63,835)	－
その他未払金	－	(54,957)	－

（有価証券関係）

第13期（令和６年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第14期（令和７年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
１　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　906 賞与引当金　1,622 未払金　202 未払事業税　1,590 退職給付引当金　258 一括償却資産　－ 前払費用　1 合計　4,581 繰延税金資産合計　4,581	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　903 賞与引当金　1,867 未払金　206 未払事業税　2,109 退職給付引当金　390 一括償却資産　40 前払費用　49 合計　5,567 繰延税金資産合計　5,567
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

第13期（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

第13期（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	18,290	投資運用業
スイス株式ファンド	11,018	投資運用業
カレラ Jリートファンド	96,474	投資運用業
メキシコ株式ファンド	12,357	投資運用業
オランダ株式ファンド	24,859	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	1,898	投資運用業
ロシア株式ファンド	336	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	17,350	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,150	投資運用業
フランス株式ファンド	15,653	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	42,481	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	44,190	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	4,854	投資運用業

３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	40,523	投資運用業
３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	65,624	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,542	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,304	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	7,818	投資運用業
オーストラリアリートファンド	29,194	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	10,206	投資運用業
中欧株式ファンド	10,968	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	27,704	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,672	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	40,093	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	5,358	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	19,921	投資運用業
ブラジル株式ファンド	9,297	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	27,194	投資運用業
カレラＢＥＶ関連株ファンド	38,025	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	30,523	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	60,037	投資運用業
インド株式ファンド	49,307	投資運用業

【セグメント情報】

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	17,360	投資運用業
スイス株式ファンド	11,568	投資運用業
カレラ Jリートファンド	95,672	投資運用業
メキシコ株式ファンド	12,966	投資運用業
オランダ株式ファンド	25,920	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	－	投資運用業
ロシア株式ファンド	299	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	20,497	投資運用業
イタリア株式ファンド	12,657	投資運用業
フランス株式ファンド	15,924	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	46,440	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	46,322	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,329	投資運用業

３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	40,747	投資運用業
３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	70,786	投資運用業
テキサス州株式ファンド	13,856	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,831	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	13,772	投資運用業
オーストラリアリートファンド	30,134	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,092	投資運用業
中欧株式ファンド	15,573	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,817	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,722	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	55,205	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	8,798	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	14,362	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,317	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	28,239	投資運用業
カレラＢＥＶ関連株ファンド	29,500	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	31,911	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	89,219	投資運用業
インド株式ファンド	72,913	投資運用業
グローバル食料株ファンド	34,734	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	45,487	投資運用業
カナダ株式ファンド	20,083	投資運用業

(関連当事者との取引)

第13期（自　令和５年４月１日　至　令和６年３月31日）

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県名古屋市	2,280	金融商品取引業者	50.6	あり	投資信託の販売等	証券代行	402,468	未払手数料	50,157

(注)１　取引金額には消費税等は含んでおりません。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

第14期（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１．関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県名古屋市	2,280	金融商品取引業者	50.6	あり	投資信託の販売等	証券代行	457,262	未払手数料	50,466

(注)１　取引金額には消費税等は含んでおりません。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
１株当たり純資産額	885,307円22銭	967,321円65銭
１株当たり当期純利益	87,362円66銭	139,014円42銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	699,392	764,184
普通株式以外に帰属する純資産合計額（千円）	－	－
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	699,392	764,184
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注）　１株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第13期 （自　令和５年４月１日 至　令和６年３月31日）	第14期 （自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日）
損益計算書上の当期純利益(千円)	69,016	109,821
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,016	109,821
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

（　中間財務諸表　）

（1）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（2）当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（3）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（4）当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第15期事業年度の中間会計期間（令和７年４月１日から令和７年９月30日まで）の中間財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表等】

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 （令和７年９月30日現在）	
区分	注記番号	金額(千円)	
（資産の部）			
Ⅰ　流動資産			
1　現金及び預金			767,429
2　前払費用			1.557
3　未収委託者報酬			120,523
4　未収投資助言報酬			133
5　未収入金			30,051
流動資産合計			919,695
Ⅱ　固定資産	※1		
1　有形固定資産			3,326
（1）器具備品		3,326	
2　無形固定資産			1,722
（1）ソフトウェア		1,722	
3　投資その他の資産			4,720
（1）繰延税金資産		4,720	
固定資産合計			9,769
資産合計			929,464

区分	注記番号	当中間会計期間末 (令和７年９月30日現在) 金額(千円)	
(負債の部)			
Ⅰ　流動負債			
1　未払金			115,944
(1) 未払手数料	※2	72,379	
(2) その他未払金		43,564	
2　未払法人税等			28,905
3　未払消費税等			8,118
4　賞与引当金			5,360
流動負債合計			158,327
Ⅱ　固定負債			
1　退職給付引当金			1,294
固定負債合計			1,294
負債合計			159,622
(純資産の部)			
Ⅰ　株主資本			
1　資本金			162,400
2　資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3　利益剰余金			445,042
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		445,042	
株主資本合計			769,842
純資産合計			769,842
負債及び純資産合計			929,464

（2）【中間損益計算書】

区分	注記番号	当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日） 金額(千円)	
Ⅰ　営業収益			
1　委託者報酬			528,242
2　投資助言報酬	※1		725
営業収益合計			528,968
Ⅱ　営業費用			
1　支払手数料	※2		337,843
2　委託計算費			19,585
3　調査費			6,652
4　営業雑経費			6,327
（1）通信費		1,550	
（2）協会費		911	
（3）印刷費		3,866	
営業費用合計			370,409
Ⅲ　一般管理費			
1　給料			50,559
（1）役員報酬		6,387	
（2）給料・手当		37,907	
（3）法定福利費		6,263	
2　旅費交通費			1,453
3　不動産賃借料			7,855
4　業務委託費			1,377
5　賞与引当繰入			5,360
6　退職給付引当金繰入			427
7　租税公課			2,564
8　減価償却費	※3		1,089
9　その他一般管理費			1246
一般管理費合計			71,933
営業利益			86,625

		当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	
Ⅳ　営業外収益			
1　受取利息			68
2　雑収入			50
3　賞与引当金戻入			693
営業外収益合計			811
経常利益			87,436
税引前中間純利益			87,436
法人税、住民税及び事業税			26,421
法人税等調整額			846
中間純利益			60,168

（3）【中間株主資本等変動計算書】

	当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
区分	金額（千円）
株主資本	
資本金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	－
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	－
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	－
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	439,384
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	60,168
剰余金の配当	−54,510
当中間会計期間の変動額合計	5,658
当中間会計期間末残高	445,042

	当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
区分	金額（千円）
利益剰余金合計	
当期首残高	439,384
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	60,168
剰余金の配当	−54.510
剰余金の配当当中間会計期間の変動額合計	5,658
当中間会計期間末残高	445,042
株主資本合計	
当期首残高	764,184
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	60,168
剰余金の配当	−54,510
当中間会計期間の変動額合計	5,658
当中間会計期間末残高	769,842
純資産合計	
当期首残高	764,184
当中間会計期間純利益	60,168
剰余金の配当	−54,510
当中間会計期間の変動額合計	5,658
当中間会計期間末残高	769,842

【重要な会計方針】

項目	当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
１　固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品　　３年～20年 （２）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。
２　引当金の計上基準	（１）賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 （２）退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
３　収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 （１）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 （２）投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
※１．固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　　7,123千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　　5,368千円 ※２．関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料　　54,946千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
※１．営業収益の投資助言報酬は、平成27年６月15日に業務の種別に係る変更登録につき、投資助言・代理業の追加を行い計上するものであります。 ※２．関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料　　235,062千円 ※３．減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額　　1,089千円 有形固定資産減価償却費額　　644千円 無形固定資産減価償却費額　　445千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間(自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	－	－	790株
合計	790株	－	－	790株

２．配当に関する事項　配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和７年６月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	69,000	令和７年 ３月31日	令和７年６月19日

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間末（令和７年９月30日）

１．金融商品の時価等に関する事項

令和７年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	767,429	767,429	－
（２）未収委託者報酬	120,523	120,523	－
（３）未収投資助言報酬	133	133	－
（４）未収入金	30,051	30,051	－
資産計	918,137	918,137	－
（５）未払金	(115,944)	(115,944)	－
未払手数料	(72,379)	(72,379)	－
その他未払金	(43,564)	(43,564)	－
負債計	(115,944)	(115,944)	－

（注）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負　債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2025年９月30日）

区分	時価（千円）		
	レベル１	レベル２	レベル３
（１）現金及び預金	－	767,429	－
（２）未収委託者報酬	－	120,523	－
（３）未収投資助言報酬	－	133	－
（４）未収入金	－	30,051	－
資産計		918,137	
（５）未払金	－	(115,944)	－
未払手数料	－	(72,379)	－
その他未払金	－	(43,564)	－

(有価証券関係)

当中間会計期間末(令和７年９月30日)

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

項目	当中間会計期間 (自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日)
１　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品　852 賞与引当金　1,641 未払金　35 未払事業税　1,720 退職給付引当金　407 前払費用　33 一括償却資産　30 合計　4,720 評価性引当額　0 合計　4,720 繰延税金資産合計　4,720
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

１．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	7,980	投資運用業
スイス株式ファンド	5,967	投資運用業
カレラ Jリートファンド	48,538	投資運用業
メキシコ株式ファンド	6,828	投資運用業
オランダ株式ファンド	12,314	投資運用業
ロシア株式ファンド	143	投資運用業
２１世紀東京 日本株式ファンド	11,191	投資運用業
イタリア株式ファンド	7,024	投資運用業
フランス株式ファンド	7,805	投資運用業
３つの財布 欧州リートファンド	22,903	投資運用業
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	25,125	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	－	投資運用業
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	20,347	投資運用業
３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	32,728	投資運用業
テキサス州株式ファンド	6,120	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,592	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	7,830	投資運用業
オーストラリアリートファンド	14,653	投資運用業

カレラ 米国小型株式アクティブファンド	5,556	投資運用業
中欧株式ファンド	10,640	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	14,976	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	3,292	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	38,752	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	7,784	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	5,202	投資運用業
ブラジル株式ファンド	3,771	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	11,122	投資運用業
カレラＢＥＶ関連株ファンド	10,852	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	14,647	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	54,123	投資運用業
インド株式ファンド	31,397	投資運用業
グローバル食料株ファンド	14,415	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	39,456	投資運用業
カナダ株式ファンド	16,661	投資運用業
カレラ日本好配当ファンド (毎月分配型)	5,265	投資運用業
カレラ英連邦３国ファンド	230	投資運用業

（１株当たり情報）

項目	当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
１株当たり純資産額	974,484円00銭
１株当たり当中間会計期間純利益	76,162円34銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	769,842
普通株式以外に帰属する純資産合計額（千円）	－
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	769,842

普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

(注)　１株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	60,168
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	―
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	60,168
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	790

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和７年６月２日

カレラアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

UHY 東京監査法人
東京都品川区
指　定　社　員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　若槻　明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの第 14 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和７年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注1）　上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
（注2）　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和７年11月10日

カレラアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　若槻　明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和７年４月１日から令和８年３月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和７年４月１日から令和７年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和７年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和７年４月１日から令和７年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注1)　上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2)　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

公開日　　令和7年11月10日
作成基準日　　令和7年11月10日

本店所在地　　東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル12階
お問い合わせ先　　管理部